

「宮崎県口蹄疫被害義援金」募集要綱

宮 崎 県
社会福祉法人宮崎県共同募金会

1 趣旨

県では、4月20日の本県における口蹄疫発生以来、口蹄疫防疫活動により影響を受けた畜産農家に対する支援を行うため「宮崎県口蹄疫被害義援金」を募集する。

2 義援金の名称

宮崎県口蹄疫被害義援金

3 受付期間

平成22年5月14日（金）から7月30日（金）まで

4 義援金の配分

集まった義援金については、宮崎県、社会福祉法人宮崎県共同募金会、宮崎県市長会事務局、宮崎県町村会事務局などの関係機関で構成される義援金配分委員会に拠出する。

義援金の配分については、義援金配分委員会において決定し、市町村を經由して口蹄疫により被害を受けられた畜産農家に配分する。

5 実施主体

宮崎県、社会福祉法人宮崎県共同募金会

6 義援金受入口座（専用口座）

金融機関	支店名	口座番号	名 義 等
ゆうちょ銀行		01740-9-69998	社会福祉法人宮崎県共同募金会
	一七九店	(当)0069998	
宮崎銀行	本店	(普)1062303	社会福祉法人宮崎県共同募金会 会長 佐藤勇夫
宮崎太陽銀行	本店	(普)1326266	社会福祉法人宮崎県共同募金会 会長 佐藤勇夫
宮崎県信連	本所	(普)0017650	社会福祉法人宮崎県共同募金会
高鍋信用金庫	本店	(普)1354623	社会福祉法人宮崎県共同募金会 会長 佐藤勇夫
みずほ銀行	宮崎支店	(普)1941560	社会福祉法人宮崎県共同募金会

※ ゆうちょ銀行については、全国のゆうちょ銀行からの振込手数料はかかりません。

※ 宮崎銀行については、本支店間及び全国地方銀行協会加盟行からの振込手数料はかかりません。

※ 宮崎太陽銀行については、本支店間及び第二地方銀行協会加盟行からの振込手数料はかかりません。

※ 宮崎県信連については、県内JAからの振込手数料はかかりません。

※ 高鍋信用金庫は、全国の信用金庫からの振込手数料はかかりません。

※ その他の金融機関は振込手数料がかかります。

7 義援金の課税上の取扱い

この義援金は、所得税法第78条第2項第一号及び法人税法第37条第3項第一号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」並びに地方税法第37条の2第1

項第一号及び同法第314条の7第1項第一号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当する。

※ 税の軽減を受けるためには、義援金の領収書の添付など所定の手続が必要です。

8 領収書の発行

寄付者が、領収書を希望する場合は、宮崎県共同募金会が領収書を発行し、領収書には、「宮崎県口蹄疫被害義援金」と記載する。